

## 第1次イリオモテヤマネコ生息地 地点別重要配慮事項 調査計画書

イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会

### 1 調査目的

イリオモテヤマネコが生息する西表島のうち、特に緊急対応が必要な低地部において、重要な生息地を抽出するとともにそれらに影響を与える人間活動を整理しイリオモテヤマネコの生息地保全のために必要な地点別の重要配慮事項を科学的に明らかにする保全調査活動を継続して行い、また、その情報を土地利用に関わる各行政機関に提供することで、同各行政機関が、行政計画、公共事業、許認可、行政指導等の策定あるいは実施において、利害関係者との軋轢を最小化しつつ、イリオモテヤマネコの保全に最大限効果的な配慮を行えるようにすることを目的とする。

### 2 調査結果のアウトプット

西表島における標高50メートル以下の区域を中心に（標高50メートル～200メートルの区域についても必要に応じて対象に含める）、イリオモテヤマネコ生息不適地を除く低地部をいくつかの区域に区分、各区域・地点において以下の点を継続して明らかにする。

- ・イリオモテヤマネコにとっての生態学的重要性
- ・保全措置を構ずるべき緊急度
- ・各区域における特定の地点における重要配慮事項
- ・重要配慮事項を具体化すべきタイムライン

### 3 調査結果の公表

#### 3.1 調査結果の公表先

竹富町（自然環境課、農林水産課、企画財政課、税務課、建設課、商工観光課 等）

環境省（那覇自然環境事務所、西表野生生物保護センター 等）

林野庁（沖縄森林管理署 等）

八重山支庁（八重山農業改良普及センター農政班、農林水産整備課土地改良班、総務・観光振興課、土木事務所 道路整備班 等）

沖縄県（文化環境部自然保護課、土地対策課、建築指導課開発審査班、環境政策班環境評価班、観光企画課 等）

沖縄総合事務局（農林水産部 等）

委員会への助成団体（ただし、具体的内容については、外部に行表しないことが条件）

#### 3.2 メディアに対する情報提供・リリース

メディアに対する情報提供・リリースについては、委員会と竹富町との協議に基づいて決定する。

#### 4 調査方法

- ・ イリオモテヤマネコの生息状況、生息環境に関する既存情報を整理する。
- ・ フィールドにおける土地利用の現況調査を行い、上記既存情報を修正する。
- ・ 土地所有形態、行政計画・公共事業、民間取引・開発における土地利用形態に関する情報を整理する。
- ・ GIS（地理情報システム）を用いて以上の情報を総合的に解析する。
- ・ 詳細は、調査報告書において記述する。

以上